

高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																				
		▽降列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	燃料装荷	R/V組立	C/V-LRT	起動試験	起動前弁点検	RCS漏えい検査	▽並列	調整運転									
		1次系ポンプ地点検																				
RCS 水位		キャピタリ/海水	RCS 海水	ミッドレブ	RCS 全フロ																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-1	6-2	5-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
	(2) 可搬型バッチリ(加圧器遮がし弁用)を使用した加圧器遮がし弁による1次系降圧の減圧系が動作可能 ・蓄熱ポンプ(加圧器遮がし弁用)：2本 (1セツト2本(A系1本、B系1本)) ・可搬式空圧圧縮機(加圧器遮がし弁用)：2台 (1セツト2台(A系1台、B系1台)) ・可搬型バッチリ(加圧器遮がし弁用)：1個 ・空弁式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・可搬式整流器 (表85-15-51において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-77において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-77において運転上の制限を定める)		可搬型バッチリ(加圧器遮がし弁用)を使用した加圧器遮がし弁による1次系降圧の減圧系が動作可能 ・蓄熱ポンプ(加圧器遮がし弁用)：2本 (1セツト2本(A系1本、B系1本)) ・可搬式空圧圧縮機(加圧器遮がし弁用)：2台 (1セツト2台(A系1台、B系1台)) ・可搬型バッチリ(加圧器遮がし弁用)：1個 ・空弁式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・可搬式整流器 (表85-15-51において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-77において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-77において運転上の制限を定める)	し弁作動用 ・可搬型バッチリ(加圧器遮がし弁用) ・空弁式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																		
第85条(表85-6-1) 原子炉格納容器スプレ	原子炉格納容器スプレイ系(および蓄熱去製品タンクを除く)の1系統以上が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること)	モード3、4、5、6	原子炉格納容器スプレイ系(および蓄熱去製品タンクを除く)の1系統以上が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること) ・格納容器スプレイポンプ：1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-31において運転上の制限を定める)	・格納容器スプレイポンプ ・燃料取替用水タンク	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x		x	x	x		
第85条(表85-6-2) 代替原子炉格納容器スプレイ ー恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能 ・恒設代替低圧注水ポンプ：1台 ・空弁式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ (表85-14-21において運転上の制限を定める) ・燃料取替用水タンク (表85-14-31において運転上の制限を定める) ・復水タンク (表85-14-41において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-77において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-77において運転上の制限を定める)	モード3、4、5、6	恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能 ・恒設代替低圧注水ポンプ：1台 ・空弁式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ (表85-14-21において運転上の制限を定める) ・燃料取替用水タンク (表85-14-31において運転上の制限を定める) ・復水タンク (表85-14-41において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-77において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-77において運転上の制限を定める)	・恒設代替低圧注水ポンプ ・空弁式非常用発電装置 ポンプ ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ ・燃料取替用水タンク ・復水タンク ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																		
第85条(表85-6-3) 代替原子炉格納容器スプレイ ー可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ：1台×2 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)：1台×2 ・消防ポンプ：24台×2 (表85-12-1および表85-14-1とは別に確保)	モード3、4、5、6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ：1台×2 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)：1台×2 ・消防ポンプ：24台×2 (表85-12-1および表85-14-1とは別に確保)	・可搬式代替低圧注水ポンプ ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・消防ポンプ ・仮設組立式水櫃 ・ガソリン用ドラム缶	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x		x	x	x		

# 高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		燃料採取												燃料戻し検査		調整運転												
		V層別 RCS降温			R/V開放			燃料取出			R/V組立			C/V-LRT			起動試験		起動前弁点検		V層別 調整運転							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	5-2	5-1	5-2	5-1	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3				
RCS水位																												
キャビティ海水 RCS 海水 ミッドレベル RCS全プロー																												
			・仮設置立水槽:1台×2 ・ガソリン用ドラム缶 ・燃料油貯油そう (表85-12-4において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・燃料油貯油そう ・タンクローリー																								
第85条(表85-7-1) 原子炉補機冷却水系による 原子炉格納容器内自然対流 冷却	モード3、4、5、6		原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が 動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または 運転中であること) ・A、B格納容器再循環ユニット:2基 ・A、B、C原子炉補機冷却ポンプ:2台 (A、B、Cのうち、いずれか2台) ・A、B原子炉補機冷却水冷却器:2基 ・原子炉補機冷却水サージタンク:1基 ・窒素ポンプ(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用):1本 ・海水ポンプ:1台 ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出 口温度(SA)用) (表85-16-11において運転上の制限を定める)	・A、B格納容器再循環ユニット ・A、B、C原子炉補機冷却水ポン ・A、B原子炉補機冷却水冷却器 ・窒素ポンプ(原子炉補機冷却水 サージタンク加圧用) ・海水ポンプ ・可搬型温度計測装置(格納容器 再循環ユニット入口温度/出口温 度(SA)用)																								
第85条(表85-7-2) 大容量ポンプによる原子炉 格納容器内自然対流冷却 および代替補機冷却	モード3、4、5、6		大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管後継口 まで)2系統が動作可能 ・大容量ポンプ:1台×2(3号炉および4号炉の合計所要数) ・A、B格納容器再循環ユニット (表85-7-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出 口温度(SA)用) (表85-16-11において運転上の制限を定める) ・B系冷却ポンプ(海水冷却) (表85-4-6において運転上の制限を定める) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) (表85-4-6において運転上の制限を定める)	・大容量ポンプ ・A、B格納容器再循環ユニット ・燃料油貯油そう ・タンクローリー ・可搬型温度計測装置(格納容器 再循環ユニット入口温度/出口温 度(SA)用) ・B系冷却ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海 水冷却)																								
第85条(表85-8-1) 蒸気発生器2次側による炉 心冷却(注水)	モード3、4(蒸気発生器が熱除去 のために使用されている場合) または		(1) モード3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されて いる場合)において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポ ンプによる蒸気発生器への給水系1系統(電動補助給水ポン プ2台で1系統(本表に除く))が動作可能(ポンプが手動起動 (系統構成含む)できること、または運転中であること)	・電動補助給水ポンプ ・タービン動機補助給水ポンプ ・タービン動機補助給水ポンプ起動 弁(現場手動操作) ・蒸気発生器 ・復水タンク																								

# 高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		燃料供給										RCS降温		RCS再冷却		RCS循環検査		調整運転				
		R/V開放		R/V組立		C/V-LRT		起動試験		起動前時点後		R/V開放		R/V組立		C/V-LRT		起動試験		調整運転		
		1次系ポンプ他点検		1次系ポンプ他点検		1次系ポンプ他点検		1次系ポンプ他点検		1次系ポンプ他点検		1次系ポンプ他点検		1次系ポンプ他点検		1次系ポンプ他点検		1次系ポンプ他点検		1次系ポンプ他点検		
項目	保安規定案文	要求モード	要求内容	閉鎖設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	5-1	5-1	4	5-1	4	3	
第85条(表85-9-1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)	第85条(表85-9-1) 蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	モード3、4	<p>(2) モード3において、復水タンクを水源としたタービン駆動補助水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること、タービン駆動補助水ポンプは原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は運転上の制限は適用しない。タービン駆動補助水ポンプが動作可能とは現場手動による起動を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>タービン駆動補助水ポンプ: 2台</li> <li>タービン駆動補助水ポンプ: 1台</li> <li>タービン駆動補助水ポンプ起動(現場手動操作): 1台</li> <li>蒸気発生器: 3基</li> <li>復水タンク (表85-14-4において運転上の制限を定める)</li> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯蔵所 (表85-15-7において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空冷式非常用発電装置</li> <li>燃料油貯蔵所</li> <li>タンクローリー</li> </ul>	×	△																
第85条(表85-10-1)  waters 高度低減	モード3、4、5、6	<p>(1) 静熱地盤式水素再結合装置の所要数が動作可能</p> <p>(2) 静熱地盤式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能</p> <p>(3) 原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能</p> <p>(4) 原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>静熱地盤式水素再結合装置: 5基</li> <li>静熱地盤式水素再結合装置温度監視装置: 5個</li> <li>原子炉格納容器水素燃焼装置: 12個</li> <li>原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置: 12個</li> <li>空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める)</li> <li>燃料油貯蔵所 (表85-15-7において運転上の制限を定める)</li> <li>タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>静熱地盤式水素再結合装置</li> <li>静熱地盤式水素再結合装置温度監視装置</li> <li>原子炉格納容器水素燃焼装置</li> <li>原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置</li> <li>燃料油貯蔵所</li> <li>タンクローリー</li> </ul>	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第85条(表85-10-2)  waters 高度監視	モード3、4、5、6	可搬型格納容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視表1系統(1系統とは可搬型格納容器内水素濃度計測装置1個、可搬型原子炉補助冷却循環ポンプ1台、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置1台、Aガスサンプリング圧縮装置1個、Aガスサンプル	<ul style="list-style-type: none"> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置</li> <li>可搬型格納容器内水素濃度計測装置</li> <li>可搬型原子炉補助冷却循環ポンプ</li> <li>可搬型格納容器ガス試料圧縮装置</li> <li>Aガスサンプル</li> </ul>	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

# 高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

18/31

主要工程		燃料検査																		
		▽降列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	燃料検査	R/V組立	C/V-LRT	起動試験	起動前弁点検	RCS漏えい検査	▽並列	調整運転							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	5-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
RCS水位		<p>キャピタリ満水 RCS 満水 ミッドレベル RCS 全ブロー</p>																		
第85条(表85-11-1) 水素排出、放射性物質の濃度低減	冷却器1個、A湿分離器1個が動作可能 ・可搬型格納容器内水素濃度計測装置:1個 ・可搬型原子炉補給冷却循環ポンプ:1台 ・可搬型格納容器ガス試料圧縮装置:1台 ・Aガスサンプリング圧縮装置:1個 ・Aガスサンプリング冷却器:1個 ・A湿分離器:1個 ・大容量ポンプ (表85-7-2において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	<p>(1) Aニュウラス空気浄化系が動作可能(ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 代替空気(窒素)系統が動作可能 ・A ニュウラス空気浄化ファン:1台 ・A ニュウラス空気浄化フィルタユニット:1基 ・窒素ポンベ(アニュウラス空気浄化排気弁等)動作用:2本 (1セツト2本(アニュウラス空気浄化排気弁動作用1本、アニュウラス排気弁動作用1本) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型格納容器ガス試料圧縮装置</li> <li>・Aガスサンプリング圧縮装置</li> <li>・A湿分離器</li> <li>・大容量ポンプ</li> <li>・空冷式非常用発電装置</li> <li>・燃料油貯蔵所</li> <li>・タンクローリー</li> </ul>																	
第85条(表85-12-1) 油水から使用済燃料ヒットへの注水	使用済燃料ヒットに燃料体を貯蔵している期間	モード3、4、5、6	<p>(1) 使用済燃料ヒットへのスプレイ系のうち屋外に配備する設備について2系統(1系統とは屋外に配備する可搬式代替低圧注水ポンプ1台、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ)1台、消泡ポンプ4台、仮設組立式水櫃1基)が動作可能 (2) 使用済燃料ヒットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統(1系統とは屋内に配備するスプレイヘッド4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消泡ポンプ</li> <li>・ガリン用ドラム缶</li> </ul>																
第85条(表85-12-2) 使用済燃料ヒットへのスプレイ系	使用済燃料ヒットに燃料体を貯蔵している期間		<p>(1) 使用済燃料ヒットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について2系統(1系統とは屋外に配備する可搬式代替低圧注水ポンプ1台、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ)1台、消泡ポンプ4台、仮設組立式水櫃1基)が動作可能 (2) 使用済燃料ヒットへのスプレイ系のうち屋内に配備する設備について1系統(1系統とは屋内に配備するスプレイヘッド4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式代替低圧注水ポンプ</li> <li>・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ)用</li> <li>・消泡ポンプ</li> <li>・仮設組立式水櫃</li> <li>・スプレイヘッド</li> </ul>																



# 高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

19/31

主要工程		検査項目																						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-1	5-2	5-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3		
RCS水位			キャピタリ放水 RCS放水 ミッドレンジ RCS全ブロー	・ガソリン用ドラム缶 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																				
			個(1セット)を、3号炉および4号炉共用の予備機2個を含む)が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ: 1台×2 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用): 1台×2 ・消防ポンプ: 4台×2 (表85-12-1、表85-14-1とは別に確保) ・仮設置立式水槽: 1基×2 ・スプレイヘッド: 4個 ・ガソリン用ドラム缶 (表85-12-4Iにおいて運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・使用済燃料ピット監視装置 ・使用済燃料ピット水位(広域) 2個 (動作可能な当該設備が所要数を満たさない場合において、可搬式使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない) ・使用済燃料ピット温度(AM用) 2個 ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む) ・可搬式使用済燃料ピット水位 辺エリアモニター ・空弁式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー	・使用済燃料ピット監視装置 ・使用済燃料ピット水位(広域) ・使用済燃料ピット温度(AM用) ・使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視カメラ空冷装置を含む) ・可搬式使用済燃料ピット水位 辺エリアモニター ・空弁式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																			
第85条(表85-12-3) 使用済燃料ピットの監視		使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																						
第85条(表85-12-4) ガソリン用ドラム缶による燃料補給設備		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																						
第85条(表85-13-1) 大気への放射抑制、前空機燃料火災への消火		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間																						



# 高浜発電所3号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

21/31

主要工程		燃料検査										調整運転								
		V層別 RCS降温		燃料取出		燃料検査		R/V開放		R/V組立		C/V-LRT		RCS漏えい検査		V並列				
				1次系ポンプ他点検		起動試験		起動前弁点検		起動試験		起動前弁点検		起動試験		調整運転				
RCS水位																				
キャビティ満水 RCS 満水 ミッドレベ RCS 全ブロー																				
項目	保安規定条文の始電	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-1	5-2	5-1	5-1	5-2	5-1	3		
	の始電		トに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台)動作可能 ・空冷式非常用発電装置 2台 (使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において空冷式非常用発電装置1台) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める) (1) 号機簡電力融通恒設ケーブル(3号~4号)による電源系1系統(1系統とは、他号炉のモード1、2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合)においての所要数)が使用可能 (2) 号機簡電力融通予備ケーブル(3号~4号)による電源系1系統(1系統とは、他号炉のモード1、2、3、4の場合の所要数/他号炉のモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合)においての所要数)が使用可能 a.他号炉がモード1、2、3、4の場合 ・号機簡電力融通恒設ケーブル(3号~4号):1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・号機簡電力融通予備ケーブル(3号~4号):1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉):2基 ・燃料油貯蔵そう(他号炉):465m <sup>3</sup> b.他号炉がモード5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間の場合 ・号機簡電力融通恒設ケーブル(3号~4号):1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・号機簡電力融通予備ケーブル(3号~4号):1組 (3号炉および4号炉の合計所要数) ・ディーゼル発電機(他号炉):1基 ・燃料油貯蔵そう(他号炉):226m <sup>3</sup> (「他号炉」とは4号炉をいう) 電源車による電源系系統が動作可能 ・電源車:1台×2 ・燃料油貯蔵そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー	・タンクローリー	x	x	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	x
第85条(表85-15-2)号機簡電力融通恒設ケーブル(3号~4号)(号機簡電力融通予備ケーブル(3号~4号)からの始電		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間			x	x	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	x	
第85条(表85-15-3)電源車からの始電		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間			x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第85条(表85-15-4)蓄電池(安全防護系用)からの始電		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間			x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	







